

「LEC 大野のピタリ大予想 12本試験ココが出る！」から 第44回社労士試験【選択式】雇用法の出題が**論点的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

※実際の教材では赤字にはなっていません。

大野のピタリ大予想12本試験ココが出る！ p. 18 (RM12311)

◇ 就職支援法事業に係る規定の創設(法64条)

政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、求職者支援法4条2項に規定する**認定職業訓練**を行う者に対して、同法5条の規定による助成を行うこと及び同法2条に規定する**特定求職者**に対して、同法7条1項の職業訓練受講給付金を支給することができる。

◇ 国庫負担

求職者給付 (高年齢求職者給付金を除く)	日雇労働求職者給付金以外	1/4 (広域延長給付については1/3になる。)
	日雇労働求職者給付金	1/3
雇用継続給付 (高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く)		1/8
職業訓練受講給付金		1/2

なお、国庫は当分の間、上表により国庫負担された額の100分の55に相当する額を負担することとされている。

本試験出題はこうでした！

選択式〔問3〕雇用保険法

- 雇用保険法第64条は、「政府は、A ⑩被保険者であった者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等によるB ⑫特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する、C ⑮認定職業訓練を行う者に対して、同法第5条の規定による助成を行うこと及び同法第2条に規定するB ⑫特定求職者に対して、同法第7条第1項の職業訓練受講給付金を支給することができる。」と規定している。
- 雇用保険法においては、求職者給付たるD ⑥高年齢求職者給付金並びに雇用継続給付たる高年齢雇用継続基本給付金及びE ⑦高年齢再就職給付金に要する費用については、事務の執行に要する経費を除き、国庫負担の規定から除外されている。

的中!